

新型コロナウイルス感染症予防接種についての説明書

ワクチン接種を受ける前に、この説明書をよく読んで十分に理解し、同意の上で接種を受けてください。また、ご自身の健康状態について接種前の予診時に医師へ伝えてください。

【接種を受ける前に】

予防接種法に基づく高齢者等を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種は、法律上の努力義務は無く、接種を受ける本人の自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ行います。接種を受ける本人の正確な意思確認が困難な場合には、家族等により本人の接種意思の有無を慎重に確認し、予防接種の実施について決定する必要があります。

最終的に接種を受ける本人の意思確認ができない場合（ご家族の希望のみの場合等）は、予防接種法に基づく接種とならないため、助成の対象にはなりません。

【新型コロナウイルス感染症について】

新型コロナウイルス感染症を発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

【接種対象者】

次の（１）または（２）に該当する方

- （１） 65歳以上の方
- （２） 60～64歳の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方で身体障害者手帳1級相当の方

【接種時期及び回数】

毎年秋冬シーズンに、1人1回を筋肉内に接種します。

※ワクチンの種類、成分、接種量や副反応の頻度は、接種するワクチンメーカーによって異なります。

詳しくは、接種する医療機関にご確認ください。

【ワクチンの有効性】

- 新型コロナウイルス感染症予防接種は、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防を目的としています。
- 新型コロナワクチンは、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究において、新型コロナ感染症による入院などの重症化を予防する効果が報告されています。

【予防接種を受けることができない方】

- （１） 明らかに発熱（通常37.5℃以上）している方
- （２） 重篤な急性疾患にかかっている方
- （３） 過去に接種するワクチンに含まれる成分でアナフィラキシー等重度の過敏症があった方
- （４） その他、医師が不適当な状態（予防接種を受けない方が良い）と判断した方

裏面もご覧ください

【予防接種を受ける際に注意が必要な方】

- (1) 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方
- (2) 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (3) 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- (4) 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- (5) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (6) このワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

【接種を受けた後の一般的な注意事項】

- (1) ワクチン接種後24時間は有害事象（健康状態の変化）の出現に注意しましょう。特に接種直後の15～30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種後、接種局所の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- (3) 注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分をこすらないようにしてください。また、接種後に体調が悪いときは無理をせず、入浴は控えるなど、様子を見るようにしてください。
- (4) 通常の生活は問題ありませんが、接種当日は激しい運動や過度の飲酒は避けましょう。

【副反応についての一般的な注意事項】

- 主な副反応は、注射した部分の痛み、腫れ、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。
- 稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシー（息苦しさ、じんましん、血管性浮腫等）、心筋炎・心膜炎（胸の痛み、動悸、むくみ、息切れ、浅くて速い呼吸など）、血管迷走神経反射（立ちくらみ、血の気がひく、失神するなど）、ギラン・バレー症候群（手足に力がいらない、しびれ、食べものが飲み込みにくい、呼吸が苦しい、物が二重に見えるなど）などが起こることがあります。

また、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。

接種後に気になる症状があった場合は、直ちに医療機関を受診してください。

【予防接種健康被害救済制度】

- 予防接種では、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり、障害が残ったりすること）が起こることがあります。
- 定期の予防接種によって、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度が設けられています。
- 申請についての手続きについては、接種日時時点で住民票がある市町村（いわき市の方は、いわき市保健所感染症対策課）にご相談ください。

いわき市保健所感染症対策課予防接種係（電話 0246-27-8595）